

葉山町最低制限価格制度事務取扱要領

(平成23年 1月24日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町が発注する工事及び工事に関わる業務委託に係る競争入札について、過度な低入札価格による受注防止及び工事等の質の確保を目的として、最低制限価格の算定方法等、葉山町契約規則（平成8年葉山町規則第2号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する工事等は次のとおりとする。ただし、特殊性のあるもので、施工者が限定される工事等を除く。

- (1) 工事 … 予定価格 250 万円以上
 - (2) 工事に関わる委託業務 … 予定価格 250 万円以上
- ※ (1) (2) 共に競争入札で執行するものに限る。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、入札参加者のうち失格者、無効とした入札及び予定価格（税抜き）に対して100分の10以下での入札を除いたもののうち、100分の60を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を「算定数」とし、入札金額の低いものから算定数分の入札について平均額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を求め、その額に別表の率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を最低制限価格とする。

ただし、工事の最低制限価格は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内とする。その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の75に満たない場合は100分の75とする。また、工事に関わる委託業務の最低制限価格は、予定価格に100分の60を乗じて得た額から予定価格に100分の80を乗じて得た額までの範囲内とする。その割合が100分の80を超える場合は100分の80とし、100分の60に満たない場合は100分の60とする。

2 前項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。

3 第1項の規定にかかわらず、算定数を決定するための対象入札数が5未満であるときは、次のとおりとする。

- (1) 工事 … 予定価格に100分の75を乗じた額を最低制限価格とする
- (2) 工事に関わる委託業務 … 予定価格に100分の60を乗じた額を最低制限価格とする

(落札者の決定)

第4条 最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。ただし、事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その要件を満たした場合に落札者とする。また、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定して入札を執行する場合は、公告又は入札通知書等において、最低制限価格の対象となっている旨を明記しなければならない。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第6条 規則第15条に規定する予定価格調書の最低制限価格欄は記載しないこととし、最低制限価格の決定後、規則第21条に規定する入札調書の最低制限価格欄に最低制限価格を記載することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和7年3月14日から施行する。

2. この要領の施行の日以後に行われる公告に係る契約で令和7年4月1日以後に締結するものについて適用するものとする。

別 表

契約の種類	率
工事	100分の90
工事に関わる業務委託	100分の80